

# GIFU

# HOZEN

岐阜県環境保全協会報

1990/第4号

平成2年6月15日発行

題字：梶原拓岐阜県知事

写真提供：岐阜市観光課より



社団法人岐阜県環境保全協会  
岐阜市藪田1-101 水産会館内

# 目 次

巻頭言「産廃処理の恒常体制に向けて」	1
(社)岐阜県環境保全協会副理事長 井口恒男	

## 特 報 第1回通常総会の開催

ご挨拶	(社)岐阜県環境保全協会理事長 梶原 拓	2
祝辞	岐 阜 県 議 会 議 長 酒井公雄	3
祝辞	岐阜県市長会会長・岐阜市長 蒔田 浩	3
祝辞	岐阜県町村長会会長・平田町長 佐藤康久	4
定期人事異動		
就任あいさつ	岐阜県衛生環境部環境整備課長 交告保朗	5
就任あいさつ	岐 阜 市 生 活 環 境 部 長 安田五朗	6

特 集「マニフェストシステムの導入について」	7
岐阜県衛生環境部環境整備課	

協会だより	1. 第4回理事会	10	
	1) 岐阜県産業廃棄物対策基金の創設	11	
	2) 「環境問題に微力を尽くそう」	基金制度検討委員長 鈴木兼利	12
	2. 「産業廃棄物にかかるアンケート調査(概要報告)」	13	

寄 稿「産業廃棄物処理状況」(昭和63年度)について	15
全国ニュース「産業廃棄物学会」の設立	17

マスコミ報道の紹介	18	
エッセイコーナー	理事・広報編集委員長 山村けい	20
新入会員の紹介	21	
参 考 資 料	「平成2年度関係行政機関の陣容」	22
編 集 後 記	24	



## 産廃処理の恒常体制に向けて

(社)岐阜県環境保全協会

副理事長 井 口 恒 男

(県衛生環境部長)

社団法人岐阜県環境保全協会が誕生して、もう一年経過しております。協会誕生に当たって関係の皆様方のご努力は大変なものでありましたが、生みの苦しみと育ての苦しみとも言いましょうか、法人運営に当たって特に軌道作りの発足数年は役員事務局とも大変であろうと思います。

さて、法人設立の趣旨でもあります県下の産廃処理の適正化安定化は県下産業界、処理業界、行政にとって緊急肝要な課題であります。現在、県下の産廃発生量は555万t（家畜ふん尿を除く）、最終処分量は119万t（昭和63年度）と推計されております。産廃の処理には、減量化と再資源化により終末処分量の可能な限りの減量化が重要であり、世界的に関心の深い地球環境保護の上からも積極的に進めなければなりません。県では再生紙の利用を進めており、これも再資源化の一つと考えております。新生紙の使用をやめ全て再生紙を使用することになれば、チップ材使用を3分の1に減らせるといわれます。県庁内だけでも年間、立木（径14cm、高さ8m）を2,000本節約できるといいます。県庁内では再生紙が現在70%近く使用されており、県下の市町村や企業が同調して頂ければ莫大な節約になります。地球環境の保護とはこのように私達の身近な課題から取り組んで行くことだと思います。このように廃棄物の減量化、再資源化は環境保護の上で最も心すべきことと思っております。皆様のご協力を願う次第です。

ところで、最終処分場の処理能力は県下の全ての処理施設が例年ペースで利用されるとすると、2年間しかもたないといわれております。県内産業活動推進の上でも、また、良好な環境保全の上でも、最終処分場の確保が緊急課題となっております。当協会の事業の中でも当面の最大課題でもあり、委員会においても熱心に検討されております。この課題については、会員全てが最大課題として取り組む必要があらうかと思っております。皆様のより一層のご尽力を期待するものであります。

さて、今年度岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱が制定されましたが、作成に当たって役員の皆様はじめ関係者のご尽力に感謝する次第です。本要綱は他県のものとは比べても遜色のない立派なものとして自負しております。本要綱の適正な運用について皆様のご協力をお願いする次第です。

また、新年度において産廃の適正な処理、処分場の適正維持等を目的として、基金制度を設けることとなりました。産業廃棄物対策基金として最終目標を10億円とし、関係業界や行政で基金造成に取り組むことになりました。この基金は産廃処理の適正化安定化の上でも必須のものと考えております。皆様のご協力の程よろしくお願いする次第です。

巻頭をお願いばかりで恐縮ですが、会員皆様ますますのご健勝ご活躍をお祈りします。

## 第1回通常総会開催

平成2年3月19日 岐阜市藪田「サンレイラ岐阜」で盛大に開催



昨春産ぶ声をあげた本協会の第1回通常総会は、正会員136社（委任状を含む）のほか、酒井岐阜県議会議長、山田岐阜県議会厚生委員長、蒔田岐阜県市長会会長（代理）、佐藤岐阜県町村長会会長などのご来賓を迎え、盛大に開催されました。

清水副理事長が開会の辞を、梶原理事長が「産

廃処理は県政の重要課題」と力強い挨拶を述べ、ご来賓から数多くのご祝辞を頂戴した後、国島理事の議長により議案の審議に入りました。

議案は、次のとおりでしたが何れも慎重審議のうえ、満場一致で可決・承認されました。

- 第1号議案 平成2年度事業計画（案）について
- 第2号議案 平成2年度歳入歳出予算（案）について
- 第3号議案 （仮称）岐阜県環境保全基金の創設について
- 第4号議案 (社)岐阜県環境保全協会定款の一部改正について
- 第5号議案 理事の選任について



## ご挨拶

(社)岐阜県環境保全協会  
理事長 梶原 拓  
(岐阜県知事)

本日第1回の通常総会を開催いたしましたところ、年度末で何かとお忙しいなか、ご来賓をはじめ、役員および会員皆様方多数の方々をご参集下さいまして心から厚く御礼申し上げます。

私、当協会の理事長と言う大役を仰せつかっております梶原でございます。

当協会も皆様方のご尽力によりまして略一年がたつようでございますが、まづは順調に出発を致しているのではなかろうかと思っている次第であります。ご承知の通り、この協会は全国でも稀な、排出事業者、処理業者、行政機関の三者が合体した言うなれば三位一体の協会であり、他に例のない組

織でございます。この一年間は、基礎固めに精励して参りました。お陰様で事業も順調に推移しているところでございます。いろいろむずかしい問題もございますが、これからも皆様共々協会の発展に努力してまいりたいと思っております。

当協会が担当いたします仕事でございますが、昨今環境問題が益々重要視されてきました。こうした問題が行政におきましても更に力を入れなければいけないということになってまいりました。

さらには地球環境問題と言うこともございまして、従来ともすれば、行政のうえでも重点が必ずしも十分におかれていなかったと言うきらいがな

きにしもあらずでございましたが、これからは県政の中でも最重点の課題として取り組んでいかなければと私自身思っております。

今後は、皆様方共々こうした難問の解決のため



## 祝 辞

岐阜県議会

議長 酒井 公雄

本日ここに、社団法人岐阜県環境保全協会の平成2年第1回通常総会が開催されるにあたり、岐阜県議会を代表して一言お祝いを申し上げます。

まずもって、本日ご臨席の皆様方には、日頃から環境行政に対して格別のご理解とご尽力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます次第であります。

ご承知のとおり、近年の生活環境をめぐる状況はごみ戦争時代といわれ、大量生産、大量消費、大量廃棄によるごみの後始末が最優先の課題となっており、さらに本格的な都市活動の垢ともいえる産業廃棄物の発生が予測でき、その処理場の不足など避けて通ることのできない諸問題が山積しているのが現状と申せましょう。

こうしたごみ問題は、単なる行政の仕事として捉えておくのではなく、排出事業者、処理業界の

努力してまいる所存であります。本日は平成二年度の事業計画或は予算(案)など重要な案件がございますが、皆様方の慎重なご審議と併せご理解とご協力を切にお願いいたします。

皆さんが行政と一体となって取り組み、不法投棄などによる環境問題を発生させないよう努力を払わねばならないと存ずる次第であります。

こうした社会の要請に積極的に対応していくために昨年念願の社団法人化をはたされ、本日第一回目の通常総会を迎えられましたことを心からお喜び申し上げます次第であります。県議会といたしましても、こうした社会の多様な要請に応じて県民が快適な生活を楽しめるよう産業廃棄物の適正処理体制の育成に今後とも十分意を尽くしてまいる所存でございますので、どうか皆様方におかれましても、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに臨み、貴協会の益々のご発展と、ご臨席の皆様方のご健勝を心から祈念しまして、私のお祝いのことばといたします。



## 祝 辞

岐阜県市長会会長

岐阜市長 蒔田 浩

社団法人、岐阜県環境保全協会の平成二年第一回通常総会の開催をお祝いし、県下十四市を代表いたしまして一言ご挨拶を申し上げます。

貴協会は、昨年四月社会経済活動の発展、技術革新による産業構造の変化及び生産性の向上などとあいまって、産業廃棄物の量的増大と共に質の

多様化をもたらしてきました現状に鑑み、その適正処理の推進母体として、産業廃棄物処理業者、排出事業者、行政が一体となって設立されました。産業廃棄物の処理・処分をとりまく状況は今更申し上げるまでもなく、決して平坦な道を歩んでいるわけではなく、むしろ厳しい道であろうかと存じます。

例えば、処理施設を設置しようとする時の地元住民の反対など枚挙にいとまないほど緊要の課題が山積しています。毎日毎日搬出される産業廃棄

物を生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、適正処理することに一刻の猶予も許されません。

このような時であるからこそ一層貴協会ならびに関係各位に寄せられる県民の期待は大なるものがあると存じます。

皆様方の英知を結集されまして、この局面を開かれますよう希望を申し上げますと同時に貴協会の今後の発展と会員の皆様方のご健勝、ご多幸を祈念いたしまして祝辞といたします。



## 祝 辞

岐阜県町村長会会長

平田町長 佐藤 康久

我が国は大変な高度成長によりアメリカに並ぶ経済大国となり誠に喜ばしい反面様々な問題が発生しております。その一つが産業廃棄物の問題であると私は思います。国土のよりよい環境が求められております今日貴協会におきましては、昨年4月発足以来先程理事長であります知事さんからお話がありました様に、事業活動によって廃棄物を排出されます事業者、そしてこれを処理される業界、そして行政を預かっている市町村の三者が一体となって連携よろしく今日まで実に健全な歩みをされてきたところでございますし、また全国的にも注目をされており範となるべき協会として努力を願っております。私共、町村自治を預かる者と致しまして本当に感謝に耐えないところでございます。

また、産業廃棄物処理にかかる事業の適正化を図って頂くため、県におかれては本年4月を目途に産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱を示されることになっております。また、協会では産業廃棄物の処理において不測の事態が生じた場合こ

れに対応できる様、仮称ではございますが、岐阜県環境保全基金を造り、地域住民との信頼関係が図られるよう考えておられ、まさに時代の要請に応えるべく鋭意ご努力を願っております。これまた大へん有難く存じているところでございます。丁度、私共自治体におきましても、一般廃棄物の併せ処理或は最終処分場の設置等につきましてもこれから十分検討させて頂きたいと考えております。これも住民の皆さんに一般廃棄物を含めまして廃棄物の適正な処理を行うことにより美しい自然と環境の保全に努めてまいりたいと考えております。皆様方の一層のご指導とご支援をこの機会にお願い申し上げます。

このような観点から本協会の果たす役割は極めて大きいと存じます。何れに致しましても産業廃棄物に係る問題は、環境問題の究極であると存じます。どうかこの協会が皆様方のさらなるお力添えによりまして益々発展されることをご期待申し上げます。お祝いの言葉と致します。

## 定期人事異動発令 (県・岐阜市)

桑田宜典氏 民生部長に栄転  
後任衛生環境部次長に川島光雄氏

久松 賢氏 (岐阜市) 経済部長に栄転  
後任生活環境部長に安田五朗氏

岐阜県及び県内各市町村では、4月1日付けをもって大幅な人事異動を発令しました。特に岐阜県の場合、本協会の設立に際し精力的な活躍をしていただいた桑田宜典氏(当時衛生環境部次長)、天野純二氏(当時環境整備課長)及び松井康雄氏(当時環境整備課技術課長補佐兼産業廃棄物係長)が揃って栄転されるなど、極めて大規模なものとなりました。

後任にはそれぞれ優秀な職員が着任されましたが、なかでも衛生環境部次長としてお迎えした川島光雄氏は、産業廃棄物行政に極めて明るく関係者に馴染み深い方です。岐阜県の産業廃棄物行政が、大きな節目を迎えている時だけに、そのご活躍が期待されております。

また、岐阜市においても生活環境部長及び同次長に安田五朗氏及び酒井弘氏をお迎えしております。



## 就任あいさつ

本年4月から環境整備課長としてお世話になることになりました。岐阜県環境保全協会の皆様方には日頃産業廃棄物の適正処理、積極的な再生利用等を推進して頂き、生活環境保全に格別なご協力を賜っておりますことに厚く感謝申し上げます。

さて、近年産業廃棄物を取り巻く状況としまし

なお、主な異動内容は次のとおりです。(関係機関の新陣容は、22頁に掲載しました)

※岐阜県

- 桑田宜典(衛生環境部次長) 民生部長
- 川島光雄(揖斐県事務所長) 衛生環境部次長
- 天野純二(環境整備課長) 技術参事兼業務水道課長
- 交告保朗(関保健所技術調整監兼衛生課長) 環境整備課長
- 藤川藤孝(環境整備課総務課長補佐) 学校施設課総括課長補佐兼庶務係長
- 児玉紘三(工業技術センター総務課長) 環境整備課総括課長補佐
- 松井康雄(環境整備課技術課長補佐兼産業廃棄物係長) 恵那保健所環境衛生課長心得
- 佐伯直人(業務水道課薬事麻薬係長) 環境整備課産業廃棄物係長

※岐阜市

- 久松 賢(生活環境部長) 経済部長
- 安田五朗(税務部長) 生活環境部長
- 赤石孝夫(生活環境部次長兼環境総務課長) 退職
- 酒井 弘(総合企画課長) 生活環境部次長兼環境総務課長

岐阜県衛生環境部環境整備課長

交 告 保 朗

て、社会経済情勢の変化に伴う発生量の増加、技術革新による排出形態が多様化するなかで、①最終処分場の用地取得の困難性、②県境を越えての広域移動、③排出事業者が自ら設置する処分場が少なく、処理業者が中心的役割を果たしている④法定基準が包括的、一般的のために解釈等理解に

差が生じていることなどから、従来の事務処理要領、指導要綱等を抜本的に見直し、本年4月から『岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』を施行し、事務的・技術的な指導事項の整備を図ったところであります。

本要綱の取りまとめ過程におきましては、貴協会の適正処理委員会の皆様方には、実に30時間以上を超える精力的なご検討をお願いし、そのご苦勞に対し改めて厚くお礼申し上げます。

また、本年度から『岐阜県産業廃棄物対策基金』が創設され、災害等不測事態発生時の対応や、共

同最終処分場の確保など、先行的な取り組みにご努力を願っているところであり、県としましてもこれからの事業に対し、財政的な援助を含め支援してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、産業廃棄物の減量化や、資源化、再生利用等その実態に即した処理の適正化を一層促進する必要があり、そのためにも皆様方の格別のご理解とご協力を是非ともお願いするものであります。

終わりに当たり、(社)岐阜県環境保全協会の益々のご発展をお祈りいたしましてご挨拶とさせていただきます。



## 就任あいさつ

岐阜市生活環境部長

安田 五 朗

本年4月1日付けで、生活環境部長に就任致しました。入庁以来、環境行政に携わりましたのは、環境保全課（当時は公害課という）の課長補佐として昭和45年から4年間だけであります。その当時は公害問題が華やかなりし頃でありましたので、東奔西走の日々を送った記憶があります。

廃棄物行政に携わるのは初めてであります。

就任以来、当市が抱えておりますゴミ行政課題解決のため多忙な日々を送っています。

ゴミ問題は連日マスコミでとりあげられ、社会的な関心も最高潮に達した感があり、清掃行政に従事している者にとって、激動の年であると考えています。

本市も他都市の例にもれず、ゴミが従来の焼却能力では処理しきれられなくなりました。さらに埋立地の方も予定より早く埋まってしまうので、次の埋立地を早急に確保しなければならない状況であります。

それには住民の理解と協力がなによりも重要で

あると今更ながら痛感しております。

ゴミを衛生的に処理処分することは廃棄物行政にとって重要な課題であります。これと並行してゴミを減らす努力も重要であります。

本市もコピー用紙に古紙を使用するよう全庁的に実施しています。また、生ゴミを堆肥に変える容器を購入する場合、一定の補助を行う制度も今年度から発足させました。

産業廃棄物も一般廃棄物と全く同じ現況でありまして、排出事業者の処理責任の自覚と処理業者の適正処理をなお一層徹底する必要があると考えております。

行政としても関係業界の皆様のご協力をお願いすると共に、官民一体となって全力をあげて適正処理に向けて努力していかなければならないと考えています。

最後になりましたが、皆様方の御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げまして、就任のあいさつと致します。



## マニフェストシステムの導入について

### 岐阜県衛生環境部環境整備課

#### 1. 制度の導入の背景

今日、産業廃棄物処理については、産業廃棄物の性状が十分把握されないまま安易に処理され、そのことが事故や環境汚染を発生させ、また、産業廃棄物の広域的な移動により不法投棄などの不適正な処理が増大しております。

このような状況において、排出事業者が処理委託した産業廃棄物の流れを自ら把握し、産業廃棄物の性状等の情報を正確に伝達することにより産業廃棄物の適正な管理体制の強化を図るものとして、マニフェストシステム（積荷目録制）とよばれる制度の導入が産業廃棄物関係者等から要請されてきたところであります。

本県では、こうした状況に鑑み、平成2年4月1日付けで「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」を施行し、同要綱（第6条第5項）においてマニフェストシステムの導入を図り、産業廃棄物処理委託伝票の使用を排出事業者及び産業廃棄物処理業者に求めることになりました。

#### 2. 制度の概要と期待される効果

- 1) 産業廃棄物処理委託伝票（マニフェスト、別図）の使用
  - ア 関係者の間でのA～E票の適正な交付及び保管、排出事業者が求める産業廃棄物の適法、かつ適正な処分内容を処分業者に伝えること。
  - イ 産業廃棄物の性状等に係る注意事項を収集・運搬及び処分業者に伝え、処理業者がそ

れを遵守すること。

- 2) 制度の導入により期待される効果
  - ア 産業廃棄物の移動経路が明確化され、適正な管理の強化が図られる。
  - イ その結果として不法投棄や処理過程における事故の防止が図られる。

#### 3. 事業者等の責務

これまで、排出事業者においては、単に、目の前から産業廃棄物が他に移動しさえすればよいという認識のみで処理委託を行っていたと思われるケースが少なからず見受けられました。

そのため、平成元年度に産業廃棄物処理業者の行政処分の対象となったものが数件（本県）ありますが、これらは処理業者のみに非があるかといえ、そうばかりでなく排出事業者にもその責任の一端があります。

即ち、上述の事例では、排出事業者が処分業者に埋立地の残存容量がないことを十分確認しないまま収集・運搬及び処分を委託し続け、また、収集・運搬の許可しかない処理業者に、処分まで処理委託していたことが判明しています。

したがって、今後、こうしたことを防止するため、単に処理委託伝票により産業廃棄物を引き渡せばよいのではなく、処理委託指針のなかで次のとおり排出事業者並びに処理業者の責務が明確にされました。

- 1) 排出事業者の責務
  - ア 処分の委託は、直接、処分業者に行うこと。
  - イ 収集・運搬業者には、排出事業者の保管施

設から処分業者の処理施設までの収集・運搬を委託すること。

ウ 処理業者から産業廃棄物処理業の許可証の写しを求め、許可の内容を確認するとともに、併せて処理施設について実地調査を行うこと。

エ 処理業者の処理施設が本県内にある場合は、産業廃棄物処理施設設置状況証明書の写しを求めること。

オ 収集・運搬及び処分業者と処理委託契約を締結すること。

カ 産業廃棄物を引き渡す場合には、処理委託伝票を収集・運搬業者に交付し収集・運搬業者の受領印のある処理委託伝票のA票を受け取ること。

キ 処分業者から交付された処理委託伝票のE票（処理証明用）と排出事業が保管していた

処理委託伝票のA票とを確認すること。

## 2) 処理業者の責務

処分業者においては、処理委託伝票に記載された処分方法（排出事業者が指定したもの）のとおり行うことが可能かどうかを処分に着手する前に十分確認を行ったうえで、当該処理委託伝票に記載された処分方法に基づき適正な処理を行う。

## 4. その他

以上のとおりですが、使用していただく処理委託伝票については、社団法人岐阜県環境保全協会において作成され、産業廃棄物関係者に実費でお渡しできるよう準備されておりますので、今後、マニフェストシステムの趣旨を十分御理解いただき、何分の御協力を賜りますようお願いいたします。

## 環境美化を推進し、 ごみの処理システムを考えるー



ゴミック  
JCSゴミ貯溜システム

ゴミ収集車に自動排出する、衛生面、機能面、収集された大量のゴミを安全に保管し、防災面で画期的なゴミ貯溜機器です。

岐阜県地区代理店

**中部浄化工業株式会社**

岐阜市北野西236番地  
TEL<0582>29-3000(代表)

排出事業者への証明用 E

処分業者保存用 D

運搬業者保存用 C

収集・運搬業者保存用 B

排出事業者保存用 A

## 産業廃棄物処理委託伝票

	No.				年 月 日
排出事業者	事業場名・所在地				
	発生工程				
	取扱責任者	職	氏名	①	
	委託する処分方法	【焼却、埋立等具体的に記載すること】			
産業廃棄物の種類・性状等	産業廃棄物の種類	委託量	t, ml		
	溶出する有害物質	A-Hg, Hg, Cd, Pb, O-P, Cr <sub>6+</sub> , As, CN, PCB, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン			
	BOD 溶出試験結果	mg/l 【廃プラスチック類・ゴミくずの場合】			
	原材料及び製造工程において使用される薬品類に含有される化合物等	A-Hg, Hg, Cd, Pb, O-P, Cr <sub>6+</sub> , As, CN, PCB, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン B, Ni, Se, Zn, F, Br, Be, Cu, アンチモン, タルル, タリウム, アスベスト 有機塩素化合物 (PCB, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレンを除く。)			
	収集運搬及び中間処理における注意事項	爆発性、引火性、強酸、強アルカリ、金属に腐食性、感染性 有毒ガス発生、化学反応性が大きい、その他 ( )			
	最終処分場の浸出液に与える影響等	pH上昇・降下、高BOD、高COD、浮遊物質 (SS) 増加 油分増加、その他 ( )			
	収集・運搬業者	氏名又は名称		中間後の運搬業者	氏名又は名称
許可番号			許可番号		
車両番号			車両番号		
運搬者名		①	運搬者名		①
運搬年月日			運搬年月日		
処分業者	氏名又は名称		受領年月日		
	許可番号		処分の方法		
	施設設置場所		処分責任者	①	
	受領者名	①	処分年月日		

ご注意：2年5月15日発行「産廃必携」225頁掲載の表は、本表のとおり変更されました。

## 1. 第4回理事会

協会の第4回理事会は、3月5日サンレイラ岐阜で開催されました。

理事会には、理事総数26名のうち18名が出席。また、県からは天野環境整備課長及び松井技術課長補佐兼産業廃棄物係長が出席されました。

議事は、梶原理事長が公務多忙のため欠席されたので、変わって井口副理事長が議長を務め進行しました。

議題としては、3月19日開催の通常総会に提案する次の各議案等で、慎重審議のうえ承認可決されました。

### 1) 議 題

第1号議案 平成2年度事業計画(案)について

第2号議案 平成2年度歳入歳出予算(案)について

第3号議案 (仮称)岐阜県環境保全基金(案)について

第4号議案 (社)岐阜県環境保全協会定款の一部改正について

第5号議案 理事の選任について

第6号議案 新規会員の加入承認について

### 2) 報告事項

① 各委員会等の活動状況について

② 平成元年度の予算執行状況報告について

## 2. 各委員会の活動

### ① 広報編集委員会

4月24日 第1回委員会

場所 サンレイラ岐阜

議題 1)平成2年度所掌事業について

2)「ぎふ保全協会報」第4号の編集企画について

### ② 適正処理委員会

4月6日 第1回委員会

場所 レストランめしや

議題 最終処分場の確保について

4月19日 第2回委員会

場所 サンレイラ岐阜

議題 最終処分場の確保について

※ 第1回及び第2回の委員会では、西濃地域は他地域に比べ、特に最終処分場の確保が急がれている現状から、地域内の設置について具体的検討がなされた。

### ② 基金制度検討委員会

4月3日 第1回委員会

場所 レストランめしや

議題 1)基金の名称について

2)今後の計画について(説明会、協力要請、理事会の提案議題等)

4月17日 第2回委員会

場所 レストランめしや

議題 1)基金造成のための組織づくりについて

2)基金造成のための「パンフレット」の作成について

※ 昨年来当委員会では、前後9回にわたり延べ20数時間を費やし種々検討された結果、4月17日の委員会で概ね大綱が出来た次第で、委員各位のご尽力に心から感謝申し上げます。

(本号では、平成2年3月以降の協会活動についてご報告させていただきました)

## 岐阜県産業廃棄物対策基金の創設決まる

平成2年3月19日開催された第1回通常総会において、「岐阜県産業廃棄物対策基金の創設」が議決されました。その主な内容は、次の通りです。

### 1. 趣 旨

産業廃棄物の処理過程における不測の事態への対応及び環境汚染を防止し、県民の安全な生活の確保と、環境保全を図るための基金を創設するものであります。

### 2. 基金の総額

基金の総額は、当面3億円を目標とし、将来的には10億円とします。

### 3. 基金の造成計画

当面目標の3億円は、岐阜県を初めとする行政機関、当協会の正会員及び排出事業者等からの拠出金により、平成2年度から同4年度までの3か年間で造成します。

年度	区分	行政機関	正 会 員	排 出 事 業 者 等	計
平成2年度		50,000	34,000	17,000	101,000
平成3年度		50,000	34,000	17,000	101,000
平成4年度		50,000	32,000	16,000	98,000
計		150,000	100,000	50,000	300,000

(単位：千円)

### 4. 事業主体

社団法人 岐阜県環境保全協会とします。

### 5. 対象事業

- 1) 天災等により、最終処分場の構造が破壊され、生活環境に被害が生じた場合であって、施設管理者がその対策を講じきれなかった時における

対策。

- 2) 最終処分場等において、施設管理者（処理業者）が倒産などにより維持管理が不能となった場合における、維持管理の継続及び必要な措置。
- 3) 社岐阜県環境保全協会が主体となる共同最終処分場の設置促進にかかる事業。
- 4) その他基金運営会議及び理事会が、特に必要と認めた事業。

### 6. 会 計

基金の原資及び果実は、特別会計をもって経理します。

### 7. 基金運営会議

協会理事、行政機関及び学識経験者等で、運営会議を組織し、基金の適正な管理運営にあたります。

以上が基金の概要であります。枯渇状態にある最終処分場の設置について、処理業界としても、各地に立地の計画を樹てそれなりに努力をしても結局は地域住民の協力を得ることができず計画を断念する羽目となり、憂慮すべき現状にあります。

そこで何とかこの窮状を打破することは出来ないものか、いろいろな要因はあろうかと思われませんが次の様な図式が、一番根底にあるのではないかと思います。

信義の欠陥 ⇒ 住民の不信感 ⇒ 非協力

つまり地域住民にとっては、最終処分場等の設置を認めることにより美しい自然が破壊されるとき或は環境の汚染により良好な生活環境が脅かされる等々から不信感が、台頭してきたものと思われるので、最終処分場等の設置・運営について良好な生活環境の保証を、協会が担保することになれば、道は拓けるのではとの発想で生れたのがこの基金制度であります。

今後処理業者が真摯な態度で最終処分場等の確保に取り組むことは当然ですが、一方ではこの基金造成により若し住民にご迷惑をお掛けするようなことが生じたならば即時この基金で必要な措置をとるルールが確立し、円滑な運用が図られるな

らば、地域住民の信頼回復にもつながり最終処分場等の設置に明るさが出るものと思います。

会員をはじめ皆様方の理解とご協力を切にお願い申し上げます。

### ◀ ひと言 ▶ 環境問題に微力を尽くそう

基金制度検討委員会  
委員長 鈴木兼利

世界的な地球環境問題が大きくクローズアップされています。これは産業・工業・文化の発展に必要な地球資源を消費した結果であります。つまりエネルギーを消費した訳です。

エネルギーは消費しても形を変えて、そのエネルギーは生き続けます。変化したエネルギーは、私達人間がもう必要としない形に変化して地球の温暖化を招いたり、放置されると残骸はその周辺の環境を変えることになります。

数10年前から私達は、使い捨ての時代と称して消費した物を捨てています。その実態は、無機質系・有機質系を問わず混合して投棄する無秩序な実態です。

中には地中に埋められると、熱や他の物質にふれ変化して新しい物質となり処理が不可能になります。処理業者がいくら努力をしても正しい処理が出来ない状況にあります。

今、私達はこの現実を正しく認識し発生する廃棄物を分類して、排出して処理が容易に安価で出来るように配慮することが大切であります。

また、再生可能なものはコストが多少高くついても再生使用する時代が到来しています。

資源——商品化——消費——廃棄物——  
——処理——再生——商品化

のリサイクルを行い、商品が高価になった場合はその差額を補助金をだしてでも使用するよう行政が指導することをもっと範囲を広げて考えてほしいと思います。豊かな生活・文化生活とは、バランスの取れた生活環境を作ることだと思いま

す。

今、岐阜県環境保全協会では、産業廃棄物を正しく処理するために岐阜県産業廃棄物対策基金の創設を決定しました。これは産業廃棄物の処理過程における、不測の事態への対応及び環境汚染を防止し、県民の安全な生活の確保と環境保全を図るための基金です。

環境問題は地球規模です。しかし、その問題解決のため行動する人は、家庭の皆様・産業人・企業家・勤労者の方々・行政家であり、そのお手伝いをするのが処理業者です。私達は必要欠くべからずの廃棄物処理を担当する者として、私達が社会的に認められその業が成り立つことを考える時、基金は大きな支えとなってくれると思いますし、排出される皆様も自らの処理責任を果たし安心出来ます。

個々、一人一人が捨てることに最後まで責任意識をもって、地球環境浄化に参加をお願いしたいと思います。

基金の額は目指すところ10億円です。

財政は県費・市町村費・正会員・排出事業者等からの拠出金を積み立てていきます。会員の皆様の御協力がすべてです。中長期の事業計画でありご理解を切にお願い申し上げます。

当面3年間で3億円を目指しています。拠出金は一般に御寄付金も受け付けます。(詳細は協会事務局にお尋ねください。)環境問題に日々取り組む私達協会員は草の根運動で、環境問題が手遅れにならないように微力を尽くしたいと考えてい

ます。皆様の御協力を心からお願い申し上げます。

## 平成元年度研修指導委員会事業 産業廃棄物にかかるアンケート調査結果の概要

研修指導委員会では、平成元年度における主要事業として協会所属事業所（159事業所）を対象としたアンケート調査を行った。この調査は平成2年2月に郵送方式で行われ、83事業所から回答が寄せられた。

調査内容は、主として処理料金の動向を把握することを意図しながら25項目にわたる膨大なものとなった。

なお、特徴的な傾向は以下のとおりであった。

事業所・事業状況	目 録 83	廃棄事業所 29
従業員：52.2%	従業員 75	

### 1. 継続営業年数

平均継続年数は、10年以上の長期にわたる事業所がある一方で、平均年数は7.3年を示した。これは5年未満の事業所が39に及んでいるため、逆に産業廃棄物処理が近年特に着目されつつあることを示しているとも理解できる。

5年未満 39	5～10年未満 20	10年以上 19	
---------	------------	----------	--

集計人 5

### 2. 再生利用・資源回収実施の有無

再生利用又は資源回収を実施している事業所が約半数を占めており、その意欲の強さを示している。

行っていない 41	行っている 29	
-----------	----------	--

集計人 4

### 3. 処理料金設定の方法（複数回答）

物性（品目）ごとに大差のある産業廃棄物に対して、一律の料金設定は極めて難しいものであるとしても、「排出者との話し合い」が基本となっている点に特色がある。

排出者との話し合い 42	物性に応じて 18	17	8	8
--------------	-----------	----	---	---

品目ごとの標準料金表 4の項 集計人

### 4. 過去3ヶ年間の処理料金の動向

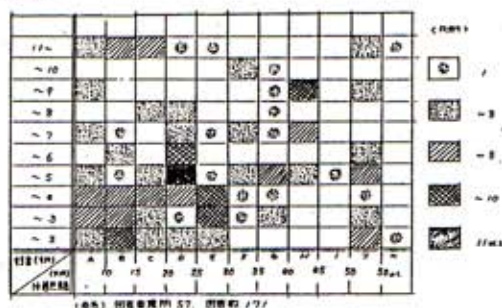
「変化なし29」「わずかに上昇28」が主流となっているが、前項の結果とともに考えさせられる点であろう。

変化なし 29	わずかに上昇している 28	17	3	6
---------	---------------	----	---	---

大幅に上昇している わずかに 集計人

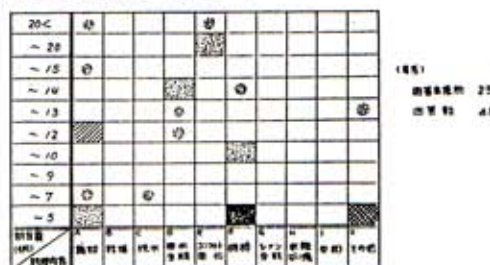
### 5. 収集運搬料金の現状

収集運搬距離と料金との間に、明らかな相関は認め難く2千円/ton～6千円/tonに集中している。なお、料金幅は物性（品目）の差と考えられる。



### 6. 中間処理料金の現状

中間処理は、産業廃棄物の種類により難易度に大きな差があることから、「破碎5千円/ton」を除き料金に特色が見られない。



## 協会だより

### 7. 最終処分料金の現状

安定型<管理型の図式は、当然のことと理解されよう。

規模と料金との間には、特色は認められない。

処理量 (t)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
~15																
~13																
~12																
~11																
~10																
~9																
~7																
~5																
~3																
処理量 (t)	最終処分場の処理量 (t) : (ha) 最終処分場の処理量 (t) : (ha)															
図式	安定型管理型 安定型管理型 安定型管理型															

ユーザー支持率No.1が、  
「稼げるショベル」の証です。

各地の現場で「稼げるショベル」「儲かるショベル」を実証。

Excellent Excavator  
**Landy**  
EXシリーズ



日立建機株式会社 中部支社

岐阜支店 岐阜県羽島郡岐南町伏屋字向畑1343  
TEL <0582>46-5271(代)





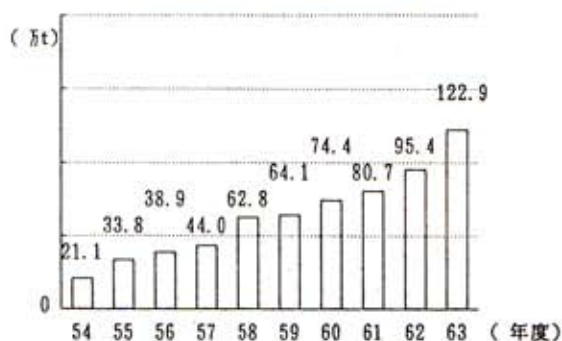
# 産業廃棄物処理状況について

— 平成元年度（昭和63年度分）産業廃棄物処理業業務報告による —

岐阜県衛生環境部環境整備課

近年の産業の著しい成長にともない、産業廃棄物の発生量も増大し、その総取扱量〔(県域内で発生し県域内で処理処分されたもの) + (県域内で発生し県域外で処理処分されたもの) + (県域外で発生し県域内で処理処分されたもの)〕も非常に伸び、前年度比28.9%増の1,229,103 tに達しました。過去10年間の総取扱量の推移は、昭和54年度を100とすると、昭和63年度は581になり、飛躍的に伸びている。

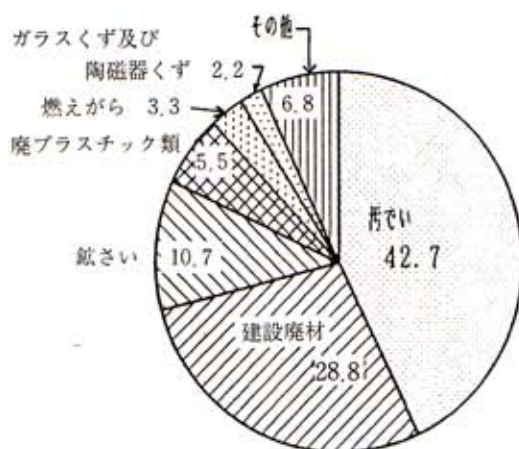
産業廃棄物処理業の総取扱量の推移



## 1. 産業廃棄物の取扱いの種類

総取扱量の内、取扱量の多い産業廃棄物の種類は、第1位に汚でい524,874 t、次いで、建設廃材353,673 t、鉦さい131,984 t、廃プラスチック類67,231 t、燃えがら40,757 t、ガラスくず及陶磁器くず27,248 tとなっている。

種類別取扱量の割合 (%)



## 2. 産業廃棄物の取扱い状況

総取扱量の発生場所別の状況は、県域内（岐阜市を除く岐阜県内）731,541 t、県域外497,562 tであり、県域外から産業廃棄物の搬入量が総取扱量の40.5%を占めている。県外の主な搬入県は、愛知県、長野県、三重県である。

県域内で発生した取扱量の多いものは、建設廃材270,757 t、汚でい243,663 t、鉦さい90,892 tであった。一方、県域外で発生し搬入されたものは、汚でい281,211 t、建設廃材82,916 t、鉦さい41,092 tが上位を占めている。

県域内で発生した取扱量の内、県域内で処理処分された量は570,170 t、県域外で処理処分された量は161,371 tであり、県域内で発生した取扱量の22.1%が県域外へ搬出されている。主な県外の搬出先は、愛知県、三重県、富山県である。

### 3. 県域内での処分状況

県域内で処理処分された量は1,067,732 tで、県域内の発生分は570,170 t、県域外の発生分は497,562 tで、県域外が46.6%を占めている。県域内で処理処分された産業廃棄物の内多いものは、汚でい477,012 t、建設廃材335,804 t、鉾さい107,017 tである。

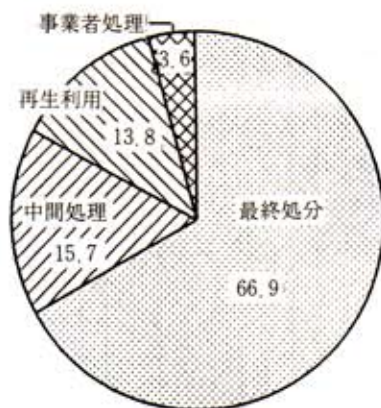
県域内で処理処分状況の内訳は、最終処分714,699 t、中間処理167,884 t、再生利用（再生利用業の取扱量ではなく、原材料として、産業廃棄物を利用するもの：セメント原料等）147,230 t、事業者処理37,919 tであり、全体の66.9%を最終処分が占めている。

最終処分された産業廃棄物の種類は、汚でい368,129 t、建設廃材204,436 t、鉾さい55,335 tであり、汚でいと建設廃材で最終処分の53.6%を占めている。

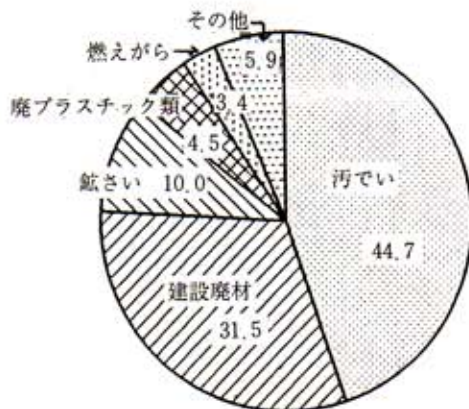
中間処理の処理方法別の内訳は、廃プラスチック類・建設廃材の破砕が76.2%と多く、次いで汚でいの脱水12.9%、焼却6.7%であった。

再生利用は、セメント原料、再生アスファルトとしての利用が多い。

県域内処理処分  
処理方法別内訳 (%)



県域内処理処分  
産業廃棄物の種類内訳 (%)



#### 許可証の書換えはお済みですか！

##### ○許可期限は付いていますか！

県及び岐阜市では、許可に期限を付けることとしています。これは処理業を適正に行うことができる能力等を、定期的に審査するためのものです。許可証に期限が記載されていない会員の皆様は、期限付き許可の切替えが必要です。

会員の皆様は、全員この制度に切替えて下さい。

##### ○汚でい等を取扱う方に！

基準を超えるトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを含む汚泥又は廃油と汚でいの混合物を取扱う方は、許可証の書換えが必要です。

来年3月31日までは、手数料が免除されますので、至急手続きを済ませて下さい。

#### ◀お問い合わせ先▶

県の許可：県立保健所又は県庁環境整備課  
岐阜市の許可：岐阜市環境保全課

## 「産業廃棄物学会」の設立

福岡大学の花嶋教授などのご尽力によりかねて  
念願の「産業廃棄物学会」が3月27日設立されました。  
設立趣意書によりますと

「科学技術と産業経済の発展は、人々の生活に  
豊かさをもたらした反面「産業廃棄物」を多量につく  
り出してきました。こうした多量の産業廃棄物をつ  
くり出すことで人々は資源を浪費し自然環境を損う  
結果になってきました。そして発生する量的な増  
大に加え質的な多様性のため、その処理や資源化  
を一層困難にしています。そのため環境保全  
や公衆衛生、或は資源保護の立場からも産業廃棄物  
に対する長期的対応が強く求められています。

また、一方産業廃棄物に関する科学はあらゆる分野  
に及んでおり、法学、経済、行政、社会、医学、

農学、理学、工学など多くの学術分野で研究が行  
われているが、これらが一堂に会して意見或は情  
報の交換の場がなく産業廃棄物に関する一元的な学  
会組織がなかったのであります。

今後の日本の死命を制するといわれる産業廃棄物の  
縦断的、横断的な調査研究を促進してその成果が  
正当に評価されるためには、そうした機能を発揮  
する学会組織が必要であります。」

とあります。そしてこの学会は、産業廃棄物に関  
する学術的調査、研究および知識の普及を図り、産  
業廃棄物の適正な管理並びに再資源化の実現に貢献  
することを目的としております。今後学術図書が発  
行、講演会などの開催、産業廃棄物に関する調査・研  
究、産業廃棄物に関する学術および技術資料の収集な  
ど幅広い活動が行われると言うことで私共も大い  
に期待しています。

# NEXT STAGE



発進、創世紀ダンプ。

## 岐阜いすゞ自動車株式会社



本 社 / 〒500 岐阜市金園町10-18 TEL<0582>46-2151(代)  
多治見営業所 / 〒507 多治見市前畑町4-60 TEL<0572>22-5101(代)  
高山営業所 / 〒506 高山市桐生町3-147 TEL<0577>32-1587(代)  
大垣営業所 / 〒503 大垣市三本木町3-4 TEL<0584>81-1166(代)  
美濃加茂営業所 / 〒505 美濃加茂市前平町1-6 TEL<0574>26-3171(代)

### 首都圏のゴミ搬入、反対意見書を採択

〈90年4月25日、朝日新聞朝刊〉

首都圏の産業廃棄物を宮崎県串間市に貨物船で運び、処理する計画への対応を協議していた同市議会は、24日午後の臨時議会本会議で、「法的措置を含め、県内持ち込みを許すな」とする知事あての意見書を採択した。……以下「略」

### 摘発業者名を初公表、 産廃物不法投棄で福岡県

〈90年4月25日、西日本新聞夕刊〉

各地で産業廃棄物の不法投棄が問題になる中、行政処分した業者名を公表する指導要綱を4月から新設した福岡県は25日までに、福岡市中央区清川「クリーン九州」（池内洋代表取締役）について産廃処理業の許可を取り消し、一般に公表した。要綱に基づく「公表第1号」で処理業者に自省を促し、ごみを出す方の排出業者にも違法業者名を広く告知するのが狙い。……以下「略」

### 不法投棄を共同監視、悪質な ケースは告発 産廃協と福岡県

〈90年4月22日、西日本新聞朝刊〉

各地で産業廃棄物の不法投棄が問題になっているが、福岡県内の産廃処理業者212社でつくる「福岡県産業廃棄物協会」（藤丸隆義会長）は21日までに、県や保健所と合同で定期的に県内をパトロール、悪質業者については警察へ告発する「不法投棄監視システム」を整える方針を固めた。

業界の手足を縛りかねないシステムだけに、協会内部には反対の声もあったが「一部の悪質業者に自覚を促し、協会の社会的信用を高める」ため制度化に踏み切った。早ければ5月から実行に移す。

監視システムは、福岡県保健環境部整備課と県内保健所の職員、同協会員が巡回車で週2回、山

林や河川敷などをパトロール。巡回は、県内21カ所（福岡、北九州両政令市除く）の保健所単位で順番に行い、投棄場所や期日の確認、投棄ゴミの中から「犯人」、割り出しに支える証拠資料などを採集する。

その際、同整備課からは捜査経験のある県警OBが同乗し、告発に必要な書類と手続きなどの助言を受ける。

### 産業廃棄物不法投棄に待った！ 福島県監視員116名を委嘱

〈90年4月14日、日本農業新聞〉

いわき市での廃油流出事件など福島県では、産業廃棄物の不法投棄が大きな問題となっている。そのため県では、今年度予算に新規事業として産業廃棄物適正処理推進事業を盛り込み、監視員116名を委嘱するとともに、4月施行の「福島県産業廃棄物処理指導要綱」で処理伝票制度を義務付けて、責任体制を明確化するなど、不法投棄の防止へ向けて体制強化に乗り出している。

監視員は市には複数、町村に1名置く。担当区域を月1回以上見回り、情報収集するとともに、不法投棄の現場に立会ったときは指導勧告を行う。県では委嘱後、地域の状況を説明するため研修を行うこととしている。

保健所の非常勤特別職員として、保健所長の指揮下に入るが、現在、市町村に推薦を依頼中で、4月中にも委嘱したい考えだ。任期は2年で、平成4年度に見直しを行う。……以下「略」

### 産廃施設の規制強化 放流水や排ガスなどに目標値 一岐阜一

〈90年4月14日、朝日新聞夕刊〉

岐阜県は、民間に頼っている産業廃棄物処理の適正化を図るため、4月1日付で独自の指導指針を施行した。処理場の維持管理、構造について詳細な基準を設けた要綱は、全国の自治体でも珍し

い。しかし、これまで隣接地所有者の「同意」を前提としていた処理場立地条件を緩和、「地域住民の理解」を求めればよいと変えたことから、処理場建設に反対する住民から、「住民を無視して、建設を推進する要綱」だと、反発の声も上がっている。

有害物質を処理する「遮断型処理施設」を除き、新設する場合、住民の「同意」を不要としたことについて、県は(1)同意は廃棄物処理法の法的要件でない(2)処理施設は嫌われがちで、感情的にも同意が得られにくい(3)処理施設の必要性が高いと説明。要綱では住民の理解を得られなくても、得られない理由、努力の経過を示せば受理される仕組みだ。

維持管理指針では、例えば放流水の目標値を水質汚濁防止法より1けた低い値に設定。排ガスも大気汚染防止法より厳しく、カドミウム、水銀、シアン化合物など法の規定にない物質の目標値も定めた。構造も、管理型施設で処分場の地面に張るシートの厚さ、張り方を具体的に決め、浸出水の処理施設的设计基準も定めた。

このほか発生源の処理委託業者が、廃棄物の種類、状態を把握、適切な業者に委託することや処理を確認するための伝票使用の遵守や、野焼きの全面禁止、住民との公害防止協定の締結も定めた。

産業廃棄物を埋め立てる最終処分場は、県内に76ヵ所と全国的にも多いのだが、処理可能な施設は、22ヵ所で残存容量は156万立方メートル。88年度に県外からの持ち込みを含めて71万5,000トンを超えている実績からみて、処分場を新設出来なかった場合、2年程度で満杯になるという。

### 有機溶剤入りドラム缶、町が処理へ

〈90年4月26日、静岡新聞朝刊〉

田方郡伊豆長岡町北江間の町有地に、有機溶剤を含む廃油が入ったドラム缶が放置されている問

題で同町は25日、今後の対応を検討した結果、放置したまま行方不明となっている廃油処理業者を捜す一方で、町が処理する方向で準備を進めることとなった。

町が処理することにしたのは、放置した業者がたとえ見つかったとしても、処理にはかなりの経費がかかるため、すぐに処理をするかどうか分からず、日本一美しい町づくりを目指して条例まで制定した町としては美観上からも、いつまでも放置しておくわけにはいかないため。

今後、処理費用について町議会などとも協議しながら、できるだけ早く処理したい考えだ。

### 産業廃棄物を埋め立て資源に～「投稿」

〈90年4月24日、東京読売新聞〉

家庭やオフィスから出されるゴミの急増で、東京湾埋め立て処分場の寿命が2年足らずとなり、都は延命に必死になっている。一方、建設ラッシュが続く中、産業廃棄物も急増し、捨て場所を求めて東北地方にまで運んでいる。

日本は国土が狭く土地が足りない。特に首都圏は「土一升金一升」が現状である。それなのに、なぜこれらの廃棄物が海の埋め立て材料として積極的に使用されないのか、不思議でならない。

渋滞する道路をガソリンを消費し、多くの労力をかけて東北まで捨てに行くことが、私には理解できない。

もちろん、埋め立てには、環境面や技術面などからも越えなければならない多くのハードルがあることは理解できる。しかし、やる気があれば、決して解決できない問題ではないと思う。

厄介もののゴミや廃棄物も、国土を拡張(わずかだが)する資源として、積極的に活用してほしいものである。

## 「今までは、親と頼みし笈摺(オイヅル)を ぬぎて納むる 美濃の谷汲」

とうたわれた西国33番、最後の札所、谷汲山華厳寺が有ります。美濃の国は戦国の昔あの信長さんや太閤さん、それに天下を取りんさった家康さんが、往き来しんさった国でございます。そう言えば、中小企業の経営も戦国時代の大名さん達と、似たところがございますなあー。美濃の齊藤氏は、内輪揉めで、信長さんに亡ぼされんさったし、その信長さんもあんまり部下にきつう当たりんさるもんで大幹部の明智さんに寝首を掻かれる羽目になってしまいました。太閤さんも、お世話になった信長さんのお子さん達を、みんな始末されてしまわれたので、自分のお子も、徳川家康さんに、同じような目に合わされる事になったのではございませんでしょうか。家康さんを、現時代に当てはめて考えて見たら如何でしょうか。部下の人達とよく相談し自分では決して、はっきりとした物言いを言われずに、部下に自分の思うような方針を出させて事を決めていかれる。いつも先手先手

◀笈摺(オイヅル)▶巡礼が着物の上に着る袖なしのはおりに似た着衣で笈で衣服の脊のすれるのを防ぐためのもの。

を打ってとうとうあれだけの身代を、こしらえんさったのですから。

私共の組織も天下統一とは、夢々思いませんが、せめて行きづまらない様、事業用の場所を確保して置き度いと思います。家康さんさを大いに見習いたいものです。

戦国時代の女性は政略結婚という形で大いに利用されました。しかし本当の女性の働きとは、太閤さんを世に出しんさった、おねねさんのような働きではなからうか、夫婦共稼ぎで旦那さんを天下人にされたようなものでございますから、世の旦那さまさん方も特に奥さんを見直しなさって大いに働いていただければ、如何でしょうか。奥さんの尻に敷かれて居るようで、本当は、自分のケナツゴロ掌の中で自由自在に操っているような旦那さん、これが本当の男さんではないでしょうか。

(社岐阜県環境保全協会理事・広報編集委員長  
山村けい)

### ◀ミニ知識「マニフェスト」▶

辞書には、Manifest：船などの貨物明細書、飛行機の乗客名簿などと記されています。要するに、私たちが商取引に慣用してきた商品伝票のことです。

今回、「積荷目録(マニフェスト)」という表現で廃棄物処理業界に制度化されることになりました。

カタカナで表現されると、何か全く新しいことが始まるのかと気障りになるものです。

排出事業所のご理解とご協力が、望まれております。……本号「特集欄」参照

### ◀ミニ知識「アメニティ」▶

「快適な環境」又は「生活の質」などと邦訳されますが、有害(毒)又は有病などを論じた「衛生的な生活」を超える概念です。

「アメニティ」には、客観的な尺度はありません。地域的にも考え方に大差を生ずることもあります。「アメニティ」を左右する要因は極めて複雑だからです。しかし「廃棄物の適正処理」が最大の課題であることは間違いありません。

「Amenity(単)」は、「Amenities(複)」で表現される例が多いようです。

## 新入会員の紹介

※平成元年12月1日～平成2年4月30日までに入会され理事会の承認を得た会員は次の通りです。

### 正 会 員

社名・TEL	代表者氏名	〒	住 所	最終	中間	取運	県内・県外
三 晃 開 発 0584-73-2502	川合 功一	503	大垣市小泉町380-1			○	県 内
(株) 橋 本 0574-67-3191	橋本 敏春	509-02	可児市広見651-2			○	県 内
(株) メ デ ィ ス ポ 0582-72-8774	井戸 輝雄	500	岐阜市藪田1-100			○	県 内
(有) 扶 桑 0573-66-1218	加藤 政年	508	中津川市太田町 2-2-36	○		○	県 内
岐 早 丸 太 運 輸 (株) 0581-34-2145	内藤 剛	501-12	本巣郡本巣町山口			○	県 内
河 野 組 0585-32-2841	河野 宗平	501-05	揖斐郡大野町黒野			○	県 内
合 計			6 社	1		6	

### 賛 助 会 員

団体名(社名)	代表者氏名	〒	住 所	TEL	団体数
内 藤 建 設 (株)	内藤 輝男	500	岐阜市六条南 3-10-10	0582-72-0225	
合 計			1 社		

### ◀ある相談例▶

知人K氏は、自らのダンプカーを持ち込みで市内土建会社に雇用されている。同じように雇用されている数名の友人とグループを作り、そのリーダー格である。

そのK氏から「仕事のない日に、各社に出入している産業廃棄物収集運搬業者と一日常用名目で契約し、運搬業務に従事したいが……。」との相談を受けた。

勿論、当該収集運搬業者は産業廃棄物の許可を有している。

昭和60年5月29日衛産第26号厚生省産業廃棄物対策室長通知を引用し、説明

- K氏について、産業廃棄物の運搬契約が成立している場合には、当該収集運搬業者の従業者と見做せない。
- 当該収集運搬業者は、無許可の者に運搬の再委託を行っているとは解され法違反となる(第14条第7項)。
- K氏は、無許可であり法違反となる(第14条第1項)。

平成 2 年度

関係行政機関（産業廃棄物関係）の陣容

<p>岐阜県衛生環境部 〒500 岐阜市藪田1丁目1番地 県庁 ☎ (0582) 72-1111</p>	<p>衛生環境部長 衛生環境部次長 環境整備課長 総括課長補佐 総括技術課長補佐 産業廃棄物係長 技術主査 主任技師</p>	<p>井 口 恒 男 川 島 光 雄 交 告 保 朗 児 玉 紘 三 森 林 昭 夫 佐 伯 直 人 高 崎 善 文 後 藤 将 夫</p>
<p>伊奈波保健所 〒500 岐阜市司町1 岐阜総合庁舎 ☎ (0582) 64-1111</p>	<p>所 長 技術調整監兼衛生課長 環境衛生係長 主任技師</p>	<p>高 橋 英 勝 坪 内 全 浩 鈴 木 好 人 佐々木 隆 司</p>
<p>羽島保健所 〒501-62 羽島市竹鼻町狐穴川口719-1 ☎ (0583) 92-2144</p>	<p>所 長 技術調整監兼衛生課長 環境衛生係長 技 師</p>	<p>大 橋 妙 子 稲 川 幸 男 佐 藤 正 幸 宇佐美 文 隆</p>
<p>大垣保健所 〒503 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎 ☎ (0584) 73-1111</p>	<p>技術参事兼所長 環境衛生課長 環境衛生係長 技術主査</p>	<p>松 田 美 泰 市 橋 正 司 村 橋 健 司 久保田 正 之</p>
<p>大野保健所 〒501-05 揖斐郡大野町黒野塚廻191 ☎ (0585) 32-1530</p>	<p>所 長 技術調整監兼衛生課長 環境衛生係長心得 技術主査</p>	<p>小 窪 和 博 前 田 茂 樹 中 村 光 孝 山 田 均</p>
<p>関保健所 〒501-37 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎 ☎ (0575) 33-4011</p>	<p>所 長 技術調整監兼衛生課長 環境衛生係長 主任技師</p>	<p>星 融 松 長 伸 一 直 井 吉 政 杉 崎 隆 治</p>
<p>郡上保健所 〒501-42 郡上郡八幡町初音1727-2 ☎ (05756) 7-1111</p>	<p>所 長 衛生課長心得 環境衛生係長 主任技師</p>	<p>藤 本 真 一 赤 座 博 浅 野 和 博 田 中 一 夫</p>



<p><b>可茂保健所</b> 〒505 美濃加茂市古井町下古井大脇2610-1 可茂総合庁舎 ☎ (0574) 25-3111</p>	<p>所 長 木 村 英 道 技術調整監兼環境衛生課長 桑 原 通 信 環境衛生係長 内 堀 孝 敏 技術主査 高 井 政 敏</p>
<p><b>多治見保健所</b> 〒507 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎 ☎ (0572) 23-1111</p>	<p>技術参事兼所長 大 山 昭 男 環境衛生課長 村 瀬 正 俊 環境衛生係長 平 野 典 夫 技術主査 川 島 利 一</p>
<p><b>恵那保健所</b> 〒509-72 恵那市長島町正家後田106-7-71 恵那総合庁舎 ☎ (0573) 26-1111</p>	<p>所 長 石 垣 まちよ 環境衛生課長心得 松 井 康 雄 環境衛生係長 千 賀 史 郎 技 師 奥 村 一 信</p>
<p><b>益田保健所</b> 〒509-25 益田郡萩原町羽根2605-1 益田総合庁舎 ☎ (05765) 2-3111</p>	<p>所 長 三 宅 鑑 江 衛生課長心得 宮 川 訓 男 環境衛生係長 日 比 野 仁 主任技師 古 川 雅 宏</p>
<p><b>高山保健所</b> 〒506 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎 ☎ (0577) 33-1111</p>	<p>所 長 日 置 敦 己 技術調整監兼環境衛生課長 竹 森 清 吉 環境衛生係長 萬 哲 郎 主任技師 児 山 知 典</p>
<p><b>岐阜市生活環境部</b> 〒500 岐阜市今沢町18 ☎ (0582) 72-1111</p>	<p>生活環境部長 安 田 五 朗 生活環境部次長 酒 井 弘 環境保全課長 大 坪 守 環境保全課課長補佐兼廃棄物指導係長 久 保 田 弘 廃棄物指導係主任 杉 山 哲 廃棄物指導係主任 名 和 利 夫</p>

— お知らせ —

### 「協会バッジ」を佩用しましょう！

シンボルマークをあしらった協会バッジを用意しております。このバッジには関係者が力を合わせて産業廃棄物問題に対処しようとする願いが込められております。一人でも多くの方に佩用して頂けるよう、おすすめします。なお、価格（実費）は500円です。

### ひとりに一冊の「産廃必携」を！

この4月から施行された「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」をとりまとめた「産廃必携」を発刊しました。各会員には、1冊ずつ無料配布させて頂きましたが、山積する産廃処理に対処するためには「従業員にも1冊ずつ」という声も聞きます。なお、価格（実費）は2,000円です。

## 編集後記

桜の季節も終わり、森羅万象が一斉に躍動する季節となりました。

会報もお陰様で、第4号をお届けする運びとなりました。毎号毎号次号ではこんな内容のものと心に描き盛沢山の内容を夢に企画に臨むところですが、いざ出来上がってみると結果は当初の何分の一かと言うお粗末さで反省しきりです。

第4号では、今私共業界に問われています不法投棄或は環境汚染等の防止策として「マニフェストシステム」(積荷目録制)を発足させることとありますので今回はこれの特集を組むことにいたしました。

このことにつきましては、会員の皆様方も適正な処理を行うため既にそれなりに独自の方式で実施されている向もあろうかと思いますが、今回新しく制度化され実施されるものであります。何分にも初めての制度でありますので、運用上いろいろ

問題が出てくるものと思われませんが、お互いに情報交換、或は意見の交換などにより、効率的かつ円滑な運用に努めて参りたいと思います。

不法投棄或は環境汚染が最近顕在化してきましたが、要は能力以上の処理委託を受けるとそこに無理が生じ、不適正な処理につながると思います。しからば何故この様な状況が生まれるのか、その根源を考えてみる必要があると思います。それは、今迄の経緯とか或は業界の複雑な仕組み、重畳的な日本の産業構造等々広範囲にわたり根の深いものがあると思います。昔から「長いものには巻かれよ」と言う諺があります。観念的に現状を肯定したり、傍観するのみでは何の解決にもなりません。兎に角牛歩でもよい、前進を示唆するようなそんな会報になることを願って編集に心掛けたいと思います。

(広報編集委員 坂 喜一)

### 「ぎふ保全協会報」編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 蒔田 浩

委員 後藤 昭二 高井 信夫 富田 茂

野々村 清 野村 清晴 坂 喜一

国内で製造されている用紙の原料であるパルプを流木(径14cm高さ8m)に換算しますと毎年3億本が使われていると言われております。

この会報は省資源、省エネを通じ地球の環境保全を図るための再生紙を使用しております。



### 協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成2年6月15日発行

第4号

編集  
発行 社団法人 岐阜県環境保全協会

理事長 梶原 拓

〒500 岐阜市藪田1丁目101番地 水産会館1階

TEL 〈0582〉 72-9293

FAX 〈0582〉 72-6764

印刷 共和印刷株式会社

